

<令和3年度～令和5年度>

障害児支援の報酬の1単位単価

【6級地】 ※ 事業所の所在地が仙台市、多賀城市の場合

			1単位単価		
障害児通所支援	児童発達支援	児童発達支援センターの場合		10. 37円	
		児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合		10. 36円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合		10. 46円	
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)			10円	
	放課後等 デイサービス	重症心身障害以外の障害児の場合		10. 36円	
		主たる対象が重症心身障害児の場合		10. 46円	
	居宅訪問型児童発達支援			10. 37円	
	保育所等訪問支援			10. 37円	
障害児入所支援	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合		10. 33円	
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合		10. 37円	
		自閉症児の場合		10. 37円	
	福祉型	盲ろうあ児の場合	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	10. 33円
			盲児	当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	10. 37円
		ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合		10. 36円
			当該施設が単独施設の場合		10. 37円
			併設する施設が主たる施設の場合		10. 39円
	肢体不自由児の場合			10. 37円	
	医療型 (含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合		10円	
		肢体不自由児の場合		10円	
重症心身障害児の場合		10円			
障害児相談支援			10. 36円		